

○ 保険業法施行規則第六十五条第一号から第四号までの規定に基づく価格変動準備金の対象となる資産（平成十年大蔵省告示第二百二十九号（第五条関係））

改正案	現行
<p>1 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第六十五条第一号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国内の法人の発行する株式その他に係る投資信託の受益証券、投資証券又は新投資口予約権証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証券及び貸付有価証券</p> <p>四・五（略）</p> <p>2 規則第六十五条第二号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 外国の法人の発行する株式その他に係る投資信託の受益証券、投資証券又は新投資口予約権証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証券及び貸付有価証券</p> <p>四（略）</p> <p>3 規則第六十五条第三号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 償還元本が邦貨建の債券に係る証券投資信託の受益証券、投資</p>	<p>1 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第六十五条第一号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国内の法人の発行する株式その他に係る投資信託の受益証券又は投資証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証券及び貸付有価証券</p> <p>四・五（略）</p> <p>2 規則第六十五条第二号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 外国の法人の発行する株式その他に係る投資信託の受益証券又は投資証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証券及び貸付有価証券</p> <p>四（略）</p> <p>3 規則第六十五条第三号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 償還元本が邦貨建の債券に係る証券投資信託の受益証券又は投</p>

<p>証券又は新投資口予約権証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証券及び貸付有価証券</p> <p>三 (略)</p> <p>4 規則第六十五条第四号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 償還元本が外貨建の債券に係る証券投資信託の受益証券、投資証券又は新投資口予約権証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証券及び貸付有価証券</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>資証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証券及び貸付有価証券</p> <p>三 (略)</p> <p>4 規則第六十五条第四号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 償還元本が外貨建の債券に係る証券投資信託の受益証券又は投資証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証券及び貸付有価証券</p> <p>三〇六 (略)</p>
---	---